

## 社会福祉法人 育成福社会 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人育成福社会定款第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、評議員選任・解任委員並びに第三者委員(以下、「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会、研修会、各委員会に出席した場合、1日につき報酬6,000円を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合 は支給しない。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき報酬18,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のために旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給方法は、育成福社会職員の旅費規程を準用する。

3 講習会、研修会等の講師の1時間あたりの費用弁償については、別表講師謝礼金支払基準表によるものとする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この規程は、平成2年8月14日から施行する。

附 則 (平成4年9月11日 一部改正)

この規程は、平成4年9月11日より適用する。

附 則 (平成24年3月19日一部改正)

この改正後の規程第2条(別表講師謝礼金支払基準表)は、公布の日から施行し、これまでになされた行為については、この規程によりなされたものとする。

附 則 (平成28年5月26日 一部改正)

この改正後の規程は、平成28年6月1日より適用する。なお、これまでになされた行為については、本規程によりなされたものとする。

附 則 (平成29年3月9日 一部改正)

この改正後の規程は、平成29年4月1日より施行する。

別 表

講師等謝礼金支払基準表

			金額(円)	備考
県外	弁護士	時給	10,000	1. 1日4時間までを上限とし4時間を超えるときはそれぞれ1時間につき左記金額の半額を加算した額とする。 ただし、超過時間は2時間までとする。  2. 要職及び研修・講演内容を勘案し支給する。
	医師			
	教授・准教授			
	著名人			
	特別職・専門職			
	上記同等の者			
県内	弁護士	時給	10,000	
	医師			
	教授・准教授			
	著名人	時給	6,000~8,000	
	特別職・専門職			
	上記同等の者			
	その他			時給